

福井県工業技術センター技術指導等に関する規程

第1章 総則

(総則)

第1 この規程は、福井県工業技術センター（以下「センター」という。）が行う技術指導ならびにソフトウェア技術の提供（以下「技術指導」という。）に関する必要事項について定めるものとする。

第2章 技術指導

(定義)

第2 この章で技術指導とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 試験研究の方法、技術に関する指導
- (2) コンピュータープログラムの使用方法に関する指導

(資格)

第3 センターの技術指導を受ける者は、次の各号に定めるいずれかに該当している者であることを必要とする。

- (1) 県内に事業所を有する企業または個人および団体等
- (2) その他所長が特に認めた者

(申請)

第4 技術指導を受けようとする者は、希望する指導開始日前までに、技術指導申請書(様式1)をセンターの所長（以下「所長」という。）に提出し、許可を得るものとする。

(期間)

第5 技術指導の期間は6ヶ月以内とし、指導日数により次の号のとおり区分する。

- (1) 年間延べ日数が5日以上 of 技術指導を受けようとする者は、長期技術指導
- (2) 年間延べ日数が4日以下の技術指導を受けようとする者は、短期技術指導

(終了届)

第6 技術指導が終了したときは、指導職員は技術指導報告書(様式2)を、第5(1)に該当する技術指導について、申請者は技術指導終了届(様式3)を所長に提出するものとする。

(変更)

第7 申請者は、指導期間中に何らかの変更(期間変更・被指導者の追加削除等)が生じたときには、変更申請書(様式5)を所長に提出し、承認を得なければならない。

(特許の申請および成果の発表)

第8 当センターが有する技術シーズに基づく技術指導において、その指導内容に関連して、センターが行う特許等の申請および成果発表等については、基本的に、申請者または被指導者はその権利を主張してはならない。

- 2 申請者または被指導者が技術指導内容に関連した特許等の申請および得られた知見、成果の発表等を行うときは、所長に報告し、承認を得るものとする。

(機密の保持)

第9 本技術指導の実施にともない知り得た機密は、他に漏らしてはならない。

(服務)

第10 センター内で指導を受ける者は、次の各号に定める服務事項を守らなければならない。

- (1) 指導を受ける時間は、センター職員の勤務時間に準じること。
 - (2) 指導担当者の指示に従い、事故があった場合は速やかに指導担当者に連絡すること。
- (許可の取消し)

第11 技術指導を受ける者が、前項に違反した場合または業務に著しい支障が生じたときは、許可を取り消すことがある。この場合なんら異議を申し立てないものとする。

(費用の負担区分)

第12 指導を受けるためにセンターの設備等、消耗機材を必要とする場合など、申請者の負担すべき事由による費用については、申請者が負担するものとする。センターの設備等を使用する場合は施設設備等使用許可願を提出するものとする。

(賠償責任)

第13 技術指導を受ける者の責任により、センター設備その他の財産に対し損害を与えた場合は、申請者が当該物品を原形に復元するなどの方法により、その賠償責任を負うものとする。

- 2 指導を受ける者は、指導期間中、センターにおいて自己の責任により災害を被った場合は、指導を受ける者および指導を受ける者の所属する団体、企業等の責任において解決するものとする。また不可抗力による不慮の災害を被った場合も同様とする。

第3章 ソフトウェア技術の提供

(定義)

第14 この章でソフトウェア技術の提供とは、申請者がセンターで開発したコンピュータープログラム等(以下「提供プログラム」という。)ソフトウェア技術の提供を受けることをいう。

(資格)

第15 センターの技術指導を受ける者は、次の各号に定めるいずれかに該当している者であることを必要とする。

- (1) 県内に事業所を有する企業または個人および団体等
- (2) その他所長が特に認めた者

(申請)

第16 ソフトウェア技術の提供を受けようとする者は、希望する指導開始日前までに、技術指導等申請書(様式4)を所長に提出し、許可を得るものとする。

(期間)

第17 ソフトウェア技術の提供の期間は6ヶ月以内とする。

(終了時の措置)

第18 ソフトウェア技術の提供が終了したときは、指導職員は技術指導報告書(様式2)を所長に提出するものとする。

申請者は、指導終了後15日以内に提供プログラムおよびその複製物を破棄もしくは削除しなければならない。

(変更)

第19 申請者は、指導期間中に何らかの変更(期間変更等)が生じたときには、変更申請書(様式5)を所長に提出し、承認を得なければならない。

(提供プログラムの取扱い)

第20 提供プログラムの取扱いは次の各号に従うものとする。

- (1) 提供プログラムは申請者の所有するコンピューターシステムにおいてのみ、運用すること。

- (2) 提供プログラムを第3者に転貸または譲渡しないこと。
- (3) センターの同意なしに提供プログラムを複製しないこと。
- (4) センターの同意なしに提供プログラムを改良しないこと。
- (5) 申請者は、本契約終了後に申請者が提供プログラムの使用を継続しないように予め必要な技術的措置を講ずることを了承すること。

(成果の発表)

第21 申請者または被指導者がソフトウェア技術によって得られた知見、成果の発表等を行うときは、所長に報告し、承認を得るものとする。

(許可の取消し)

第22 ソフトウェア技術の提供を受ける者が、前項に違反した場合またはセンターにおいて必要と認められたときは許可を取り消すことができる。

(免責)

第23 申請者は、提供プログラムに起因した損害を被ってもなんら異議、苦情を申し立てないものとする。

第4章

(その他の事項)

第24 この規程に定めない事項については、所長が指示するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成3年12月13日から施行する。
- 2 この事務は、企画支援部が行うものとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。